

K I S N e t
インターネットサービス
契約約款

平成13年12月現在

一般第2種電気通信事業者
株式会社甲府情報システム

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成 1 3 年 1 2 月 1 7 日

第 1 章 総則	4
第 1 条 約款の適用	
第 2 条 約款の変更	
第 3 条 用語の定義	
第 4 条 サービスの提供区域	
第 2 章 インターネットサービス	6
第 1 節 総則	6
第 5 条 品目	
第 6 条 最低利用期間	
第 7 条 契約の単位	
第 8 条 権利の譲渡制限	
第 9 条 ドメイン名およびインターネットワークアドレスの特定	
第 2 節 申込及び承諾等	7
第 10 条 利用の申込	
第 11 条 申込の承諾等	
第 12 条 申込の拒絶	
第 3 節 契約事項の変更等	8
第 13 条 契約者の名称の変更等	
第 14 条 法人の契約上の地位の承継	
第 15 条 個人の契約上の地位の引継	
第 16 条 品目の変更	
第 4 節 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止	1 0
第 17 条 利用の制限	
第 18 条 利用の中止	
第 19 条 利用の停止	
第 20 条 サービスの廃止	
第 5 節 契約の解除	1 1
第 21 条 当社による解除	
第 22 条 契約者による解除	

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成13年12月17日

第6節 料金等	12
第23条 契約者の支払義務	
第24条 初期費用の額	
第25条 サービスの変更に伴う費用の額	
第26条 料金の額	
第27条 料金の調定	
第28条 利用不能の場合における料金の調定	
第29条 料金等の請求及び支払方法	
第30条 割増金	
第31条 遅延損害金	
第32条 割増金等の支払方法	
第33条 消費税	
第7節 雑則	15
第34条 損害賠償の範囲	
第35条 免責	
第36条 情報の管理	
第37条 当社の装置維持基準	
第38条 技術事項	
附則	16
別表1 初期費用	17
別表2 料金等	17
別表3 技術的事項	18

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成 1 3 年 1 2 月 1 7 日

第 1 章 総 則

第 1 条 (約款の適用)

当社は、電気通信事業法(昭和 5 9 年法律第 8 6 号)第 3 1 条の規定に基づき、この K I S N e t インターネットサービス契約約款を定め、これにより K I S N e t インターネットサービスを提供します。

第 2 条 (約款の変更)

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
- (2) 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第 3 条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
公衆回線	国内第一種電気通信事業者の提供する電話サービス。
I N S 6 4	日本電信電話株式会社の統合デジタル通信サービスにおいて、提供される第一種総合デジタル通信サービス。
フレッツ I S D N	日本電信電話株式会社が提供する第一種総合デジタル通信網を利用した定額通信サービス。
フレッツ A D S L	日本電信電話株式会社が提供する公衆回線網のメタリックケーブルを利用した定額な高速デジタル通信サービス。
ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続する装置。
ルータ	データの蓄積・交換・中継を行うネットワーク接続装置。
ネットワークオペレーションセンター	ルータの集積される当社の管理する場所であり、有人監視が行われるもの。
ネットワークノード	ルータの集積される当社の管理する場所であり、無人監視のもの。
ネットワークセンタ	ネットワークオペレーションセンタ及びネットワークノード。

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成 1 3 年 1 2 月 1 7 日

バックボーン ネットワーク	当社のネットワークセンタ、ネットワークセンタ間を結ぶ専用回線及び国際電気通信業者により提供されている国際専用回線で構成されているネットワーク。
ドメイン名	日本ネットワークインフォメーションセンター（J P N I C）によって割り当てられる組織を示す名前。
ドメイン	一つのドメイン名によって示される範囲。
インターネットワー クアドレス	インターネットプロトコルとして定められている 3 2 b i t のアドレス。
K I S N e t インタ ーネットサービス	当社が提供する電気通信サービス。
個人向け基本サービ ス	電子メール・電子ニュース等のメッセージ交換機能、ホームページ公開用の領域提供、遠隔ログイン等の付加機能を提供するサービス。電子メール用アカウント 4 アカウント、ホームページ容量 1 0 M b y t e を含む
法人・団体向け基本 サービス	電子メール・電子ニュース等のメッセージ交換機能、ホームページ公開用の領域提供、遠隔ログイン等の付加機能を提供するサービス。電子メール用アカウント 1 0 アカウント、ホームページ容量 2 0 M b y t e を含む
ダイヤルアップ接続 サービス	当社ネットワークセンタに設置されているルータと、契約者の使用する一つの端末を公衆回線網あるいは I N S 6 4 を結んで、その端末に対してインターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービス。
ネットワーク型ダイ アルアップ接続サー ビス	当社のネットワークセンタに設置されているルータと、契約者の使用するネットワークを I N S 6 4 を使用して結んで、そのネットワークに対してインターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービス。
オンライン サインアップ	オンラインの端末を使用して行うインターネットサービス契約の申し込み

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成 1 3 年 1 2 月 1 7 日

第 4 条 (サービスの提供区域)

当社がこの約款で提供するサービスの提供地域は、日本国の全ての区域とします。

第 2 章 インターネットサービス

第 1 節 総則

第 5 条 (品目)

当社が提供するインターネットサービスには、次の品目 (コース) があります。

品 目	内 容
パーソナルスタンダード	メールアカウント 4 アカウント・ホームページ容量 1 0 M b y t e 等の個人向け基本サービスに加え、公衆回線・ I N S 6 4 等でのダイヤルアップ接続サービスを加えたサービス。
パーソナル I プラス	パーソナルスタンダードにフレッツ I S D N 接続サービスを加えたサービス。
パーソナル A プラス	パーソナルスタンダードにフレッツ A D S L 接続サービスを加えたサービス。
パーソナル I	個人向け基本サービスにフレッツ I S D N 接続サービスを加えたサービス。
パーソナル A	個人向け基本サービスにフレッツ A D S L 接続サービスを加えたサービス。
ビジネススタンダード	メールアカウント 1 0 アカウント・ホームページ容量 2 0 M b y t e 等の法人・団体向け基本サービスに加え、公衆回線・ I N S 6 等でのダイヤルアップ接続サービスを加えたサービス。
ビジネス I プラス	ビジネススタンダードにフレッツ I S D N 接続サービスを加えたサービス。
ビジネス A プラス	ビジネススタンダードにフレッツ A D S L 接続サービスを加えたサービス。
ビジネス I	法人・団体向け基本サービスにフレッツ I S D N 接続サービスを加えたサービス。
ビジネス A	法人・団体向け基本サービスにフレッツ A D S L

接続サービスを加えたサービス。

第 6 条（最低利用期間）

インターネットサービスの利用に関する契約（以下「インターネットサービス契約」といいます。）の最低利用期間は、1年とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 7 条（契約の単位）

当社は、インターネットサービスごとに1つのインターネットサービスを締結します。

第 8 条（権利の譲渡制限）

契約者が当該契約に基づいてインターネットサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 9 条（ドメイン名およびインターネットワークアドレスの特定）

- (1) 契約者がインターネットサービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットワークアドレスについては、当社がこれを指定いたします。
- (2) 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のインターネットワークアドレス以外のインターネットワークアドレスを使用してインターネットサービスを利用することはできません。

第 2 節 申込及び承諾等

第 1 0 条（利用の申込）

インターネットサービスの利用の申込は、当該サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出し、又はオンラインサインアップにより行うものとします。

第 1 1 条（申込の承諾等）

- (1) 当社は、インターネットサービスの利用の申込があったときは、これを承諾するものとします。
- (2) 申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成 13 年 1 2 月 1 7 日

第 1 2 条 (申込の拒絶)

- (1) 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、インターネットサービスの申込を承諾しないことがあります。

インターネットサービスの申込者が当該申込に係るインターネットサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
インターネットサービスの申込者が第 1 9 条第 1 項各号 (利用の停止) の事由に該当するとき
インターネットサービス契約の契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき

- (2) 前項の規定により、インターネットサービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

第 3 節 契約事項の変更等

第 1 3 条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名若しくは名称若しくは住所若しくは居所に関する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出ていただきます。

第 1 4 条 (法人の契約上の地位の承継)

- (1) 契約者である法人の合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位の承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。
- (2) 第 1 2 条 (申込の拒絶) の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「インターネットサービスの申込者」とあるのは「当該地位を承継した法人」と、「インターネットサービスの契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第15条（個人の契約上の地位の引継）

- (1) 契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係るインターネットサービス契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係るインターネットサービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとしします。
- (2) 第12条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「インターネットサービスの申込者」とあるのは「相続人」と、「インターネットサービスの契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとしします。

第16条（品目の変更）

- (1) 契約者は、当社に請求することにより、その提供を受けるインターネットサービスの品目（コース）を変更することができます。
- (2) 契約者が品目の変更を希望する場合、当社が規定する算出方法により契約期間内の契約料金の差額分を契約者より徴収するものとしします。なお、品目の変更により契約料金が減額となる場合、契約者への返金はしないものとしします。
- (3) 第12条（申込の拒絶）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「利用の申込」とあるのは「種類の変更の請求」と、「申込」とあるのは「請求」と、「インターネットサービスの申込者」とあるのは「契約者」と、「インターネットサービスの契約申込書」とあるのは「請求書」とそれぞれ読み替えるものとしします。

第 4 節 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第 1 7 条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、インターネットサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

第 1 8 条（利用の中止）

- (1) 当社は、次の掲げる事由があるときは、インターネットサービスの利用を中止することがあります。

当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

- (2) 当社は、インターネットサービスの利用を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 1 4 日前までに、同第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 1 9 条（利用の停止）

- (1) 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、ダイヤルアップ I P サービスの利用を停止することがあります。

第 9 条第 2 項の規定に違反したとき
料金等インターネットサービス契約上の債務の支払を怠ったとき
違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてインターネットサービスを利用したとき
当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてインターネットサービスを利用したとき
第 1 2 条第 1 項第 3 号（第 1 4 条第 2 項、第 1 5 条第 2 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含みます。）に該当するとき

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成 1 3 年 1 2 月 1 7 日

- (2) 当社は、前項の規定により、インターネットサービスの利用を停止するときは、インターネットサービス契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。

第 2 0 条 (サービスの廃止)

- (1) 当社は、都合によりインターネットサービスを廃止することがあります。
- (2) 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する 3 ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。
- (3) 契約者は、第 1 項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該サービスに代えて他のサービスを受けることができます。
- (4) 第 1 2 条 (申込の拒絶) の規定は、前項の請求について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「請求」と、「インターネットサービスの申込者」とあるのは「契約者」とそれぞれ読み替えるものとします。

第 5 節 契約の解除

第 2 1 条 (当社による解除)

- (1) 当社は、次に掲げる事由があるときは、インターネットサービス契約を解除することがあります。

第 1 9 条第 1 項の規定によりインターネットサービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から 2 ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき

第 1 9 条第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

- (2) 当社は、前項の規定によりインターネットサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

第 2 2 条 (契約者による解除)

- (1) 契約者は、当社に対し、書面で通知をすることにより、インターネットサービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日から 3 0 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。
- (2) 契約者は、前項の規定にかかわらず、第 1 7 条 (利用の制限) 又は第 1 8 条第 1 項 (利用の中止) の事由が生じたことによりインターネットサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。
- (3) 第 2 0 条第 1 項の規定によりインターネットサービスが廃止されたとき (同条第 3 項の規定により、他の種類のサービスへの変更があった場合を除きます。) は、当該廃止の日に当該インターネットサービス契約が解除されたものとします。

第 6 節 料金等

第 2 3 条 (契約者の支払義務)

- (1) 契約者は、当社に対し、インターネットサービスの利用に関し、次条から第 2 8 条までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、サービスの種類の変更があった場合におけるその費用 (以下この章において「サービスの種類の変更に伴う費用」といいます。) 、基本料金 (以下この章において基本料金を「インターネットサービスの料金」といいます。) を支払うものとします。
- (2) 初期費用、年額料金の支払義務は、当社がインターネットサービス契約の利用の申込を承諾した時に発生します。
- (3) 品目の変更に伴う費用の支払義務は、当社が第 1 6 条第 1 項 (品目の変更) の請求を承諾した時に発生します。

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成13年12月17日

- (4) インターネットサービスの料金は、課金開始日(当該サービスに係る接続環境設定が完了した後当社が発出する接続環境設定完了通知において課金開始日として記載した日をいいます。オンラインサインアップによる申込の場合は、契約者がオンラインサインアップを行った日をいいます。)から当該サービスを提供した最後の日までの期間(当該開始の日と当該最後の日が同一の日である場合は、1日)について発生します。この場合において、第19条(利用の停止)の規定によりインターネットサービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係るインターネットサービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第24条(初期費用の額)

- (1) 初期費用の額は、別表1「初期費用1 インターネットサービス」の項に定める額とします。
- (2) 課金開始日から1週間を経過する日前に当該サービスに係る契約が解除された場合における初期費用の額は、前項の規定にかかわらず、その2分の1の額とします。

第25条(サービスの種類の変更に伴う費用の額)

サービスの種類の変更の費用の額は、別表2「料金等3 契約事項の変更に伴う費用」の項に定める額とします。

第26条(料金の額)

- (1) 基本料金の額は、別表2「料金等2 サービス」の項に定める額とします。
- (2) 第27条(料金の調定)の場合にあっては、インターネットサービスの料金の額は、前項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額とします。

第27条(料金の調定)

インターネットサービス契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合(第22条第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。)におけるインターネットサービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応するインターネットサービスの料金の額とします。

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成 13 年 1 2 月 1 7 日

第 2 8 条 (利用不能の場合における料金の調定)

当社の責に帰すべき事由によりインターネットサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)にインターネットサービスの料金の360分の1を乗じて算出した額を、インターネットサービスの料金から減額し、翌年に繰り越します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

第 2 9 条 (料金等の請求及び支払方法)

契約者は当社の請求に基づき、初期費用、サービスの種類の変更に伴う費用、インターネットサービスの料金及び通信料を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 3 0 条 (割増金)

初期費用、サービスの種類の変更に伴う費用、インターネットサービスの料金又は通信料の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額(以下「割増金」といいます。)を支払うものとします。

第 3 1 条 (遅延損害金)

(1) 契約者は、インターネットサービスの料金その他インターネットサービス契約債務の支払いを怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

(2) 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

支払の期間が30日以内のとき：	未払債務の100分の2の額
支払の期間が30日を越えるとき：	未払債務の100分の2の額に
	31日目から30日までごとに
	1000分の15の額を加えた額

第 3 2 条 (割増金等の支払方法)

第 2 9 条 (料金等の請求及び支払方法) の規定は、第 3 0 条 (割増金) 及び前条 (遅延損害金) の場合について準用します。

第 3 3 条 (消費税)

契約者が当社に対しインターネットサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法 (昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号) 及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 7 節 雑則

第 3 4 条 (損害賠償の範囲)

- (1) 第 1 種電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が当該第 1 種電気通信事業者又は本邦外の電気通信事業者から受領した損害賠償の額 (以下「損害限度額」といいます。) を限度として、損害の賠償をします。
- (2) 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を越えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額に当該損害を被った全ての契約者の損害の額に損害限度額を全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を乗じて算出した額となります。

第 3 5 条 (免責)

当社は、前条第 1 項の場合を除き、契約者がインターネットサービスの利用に関して被った損害 (その原因の如何を問いません。) について賠償の責任を負いません。

第 3 6 条 (情報の管理)

契約者は、インターネットサービスを利用して受信し、または送信する情報については、インターネット接続サービスの設備または装置の故障によるその消失を防止するための処置を採っていただきます。

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成 1 3 年 1 2 月 1 7 日

第 3 7 条（当社の装置維持基準）

当社は、インターネットサービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則（昭和 6 0 年郵政省令第 3 0 号）に適合するよう維持します。

第 3 8 条（技術的事項）

インターネットサービスにおける基本的な技術事項は、別表 3 のとおりとします。

附則

この契約約款は、平成 1 3 年 1 2 月 1 7 日から実施します。

《 K I S N e t インターネットサービス契約約款 》

施行 平成 13 年 12 月 17 日

別表 1 初期費用

1. インターネットサービス

1 回線ごと加入時

細 目	料 金
初期費用 (パーソナル)	5,000 円
初期費用 (ビジネス)	10,000 円

別表 2 料金等

2. サービス

年額基本料金

細 目	料 金
基本料金 (パーソナルスタンダード)	15,000 円
基本料金 (パーソナルI プラス)	22,000 円
基本料金 (パーソナルA プラス)	25,000 円
基本料金 (パーソナルI)	21,000 円
基本料金 (パーソナルA)	24,000 円
基本料金 (ビジネススタンダード)	32,000 円
基本料金 (ビジネスI プラス)	39,000 円
基本料金 (ビジネスA プラス)	42,000 円
基本料金 (ビジネスI)	38,000 円
基本料金 (ビジネスA)	41,000 円

3. 契約事項の変更に伴う費用

1 契約ごと変更時

品 目	料 金
コース変更手数料	1,000 円

別表 3 技術的事項

1. インターネットサービスにおける技術的事項

ダイヤルアップ接続に使用するソフトウェアとして R F C 1 5 4 8 , R F C 1 5 7 0 に定められたプロトコルに準拠した P P P ソフトウェアを使用して頂きます。

モデム物理層のプロトコル	モデムのエラー訂正プロトコル・データ圧縮プロトコル
V . 2 2	M N P class3,4,5
V . 2 2 b i s	M N P class3,4,5,V.42,V.42bis
V . 3 2	M N P class3,4,5,V.42,V.42bis
V . 3 2 b i s	M N P class3,4,5,V.42,V.42bis
V . 3 4	M N P class3,4,5,V.42,V.42bis
P E P	P E P
V . 1 1 0	-----